

名家連ニュース

平成 30 年 4 月 20 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 519 号

障害者・高齢者権利擁護センターの担当区の変更

同センターでは、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の方が地域で安心して生活ができるよう、金銭管理・財産保全サービスを提供しています。4月1日から、「南部・北部・東部各事務所」の担当区が変更されました。各事務所の担当区は、下記のとおりです(広報なごや4月号参照)。

事務所	担当区	連絡先
北部事務所	東区、北区、西区、守山区	TEL 919-7584 FAX 919-7585
南部事務所	中村区、中区、熱田区、中川区、港区	TEL 678-3030 FAX 678-3051
東部事務所	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区 名東区、天白区、	TEL 803-6100 FAX 803-6600

第5期障害福祉計画及び第4次障害者基本計画情報



- ◎ 第5期名古屋市障害福祉計画パブリックコメントの実施結果→相当数の提案等があり一部意見を採り入れて修正されました。修正された計画内容は、議会で承認され4月1日から実施されています。
- ◎ 第4次名古屋市障害者基本計画策定(障害者基本法第11条で義務付け)の部会設置と委員の確定。

【参考】障害者基本法 第11条

- 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8回 精神疾患の基礎知識講座開催



4月19日(木)、家族43名、一般22名の65名が、古水克明医師(メンタルクリニックみなみ所長)から「メンタル疾患の基礎知識講座 第8回お薬の基礎知識」の資料に基づいて講義を受けました。

要点：「薬のメリットとデメリット」「薬の効き方の特徴」「服用量と効果・副作用」「薬の持続時間を考慮した処方と病状に合った処方」等について、抗生剤や抗精神病薬(第1世代、第2世代)、漢方薬などの事例を紹介しながら大変判り易くお話ししていただきました。最後に「大事なこと」として、「医者は、目的をもって薬を処方しています」「何のために、どういう効果を考えて薬を出しているのか説明してもらいましょう」と呼びかけました。

第9回講座は予定通り5月17日(木)ですが第10回講座は6月28日(木)に変更になりましたので各家族会において周知をお願い致します。



－家族の薬への関心に応えて－

**名家連事業として
『薬の勉強会』を開催する予定です**

～詳細については、役員会、代表者会議等で相談していきます～